



2024年2月8日

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

[青字下線部](#)はリンクを貼っています。

令和6年2月6日に開催された第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで意見交換が行われた後、[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要](#)（厚生労働省のホームページ）が取りまとめられました。公開されている資料（PDF）と、特に相談支援に関連すると思われる部分の頁数は次のとおりです。

- [令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 \[4.1MB\]](#)（厚生労働省のホームページ）
 - 地域生活支援拠点等 7～9 頁
 - 障害者の意思決定支援を推進するための方策 11 頁
 - 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実 27 頁
 - 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策 35 頁【次頁の図】
- [令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 \[3.3MB\]](#)（厚生労働省のホームページ）
 - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方 4～7 頁
 - 地域生活支援拠点等の機能の充実 8～10 頁
 - 自立生活援助 45～47 頁／142 頁
 - 相談系サービス 62～73 頁／159～161 頁
 - 終わりに（引き続き検討・検証を行う事項） 101～103 頁
- [障害福祉サービス費等の報酬算定構造 \[1.6MB\]](#)（厚生労働省のホームページ）
 - 自立生活援助サービス費 19 頁（付番されている頁数）
 - 計画相談支援給付費 38 頁（付番されている頁数）
 - 障害児相談支援給付費 39 頁（付番されている頁数）
 - 地域相談支援給付費（地域移行支援） 40 頁（付番されている頁数）
 - 地域相談支援給付費（地域移行支援） 41 頁（付番されている頁数）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、今後パブリックコメントを経て、年度内に報酬告示や留意事項通知の改正等が見込みです。

相談支援について、主な改定内容は次のとおりです。

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算		
行動障害支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画書の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容より抜粋

編集後記

報酬改定等について、区単位の取組で委託相談支援事業所の皆様とも協働しつつ、勉強会等での説明依頼を既にいただいています。

この広報誌では今後も、動向を見守りつつ、引き続き皆様のお役に立てる情報を発信していきたいと思ひます。

最後までご覧いただきありがとうございました。

さっぽろ地域づくりネットワーク

ワン・オール



〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目

市民活動プラザ星園 302号

TEL：011-213-0171

FAX：011-213-0172

E-mail：sapporo@one-all.net

URL：http://one-all.net